

特定施設（騒音規制法及び振動規制法）について

横浜市みどり環境局 大気・音環境課騒音担当

2026年8月20日

特定施設（騒音規制法及び振動規制法）について

特定施設とは・・・

工場又は事業場に設置される施設のうち、
著しい騒音・振動を発生する施設であって
政令で定めるもの

根拠：騒音規制法（第6～8条）

振動規制法（第6～8条）

規制内容：特定施設の設置、変更等（事前届出制）

特定施設を設置した工場又は事業場は特定工場等となり、
敷地境界線上での規制がかかります

特定施設の種類【騒音規制法(その1)】

特定施設の種類（騒音規制法施行令別表第1）		
1	金属加工機械	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が <u>22.5kW以上</u> のものに限る。）
		ロ 製管機械
		ハ ベンディングマシン （ロール式のものであって、原動機の定格出力が <u>3.5kW以上</u> のものに限る。）
		ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ホ 機械プレス（呼び加圧能力が <u>294kN以上</u> のものに限る。）
		ヘ せん断機（原動機の定格出力が <u>3.75kW以上</u> のものに限る。）
		ト 鍛造機
		チ ワイヤードーミングマシン
		リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
		ヌ タンブラー
		ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

特定施設の種類【騒音規制法(その2)】

特定施設の種類（騒音規制法施行令別表第1）	
2	空気圧縮機 （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。）及び 送風機 （原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の 破碎機、摩砕機、ふるい 及び 分級機 （原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。）
4	織機 （原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント （気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が <u>0.45立方メートル以上</u> のものに限る。）
	ロ アスファルトプラント （混練機の混練重量が <u>200キログラム以上</u> のものに限る。）
6	穀物用製粉機 （ロール式のものであつて、原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。）

特定施設の種類【騒音規制法(その3)】

特定施設の種類（騒音規制法施行令別表第1）	
7	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。）
	ハ 碎木機
	ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が <u>15kW以上</u> のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。）
	ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が <u>15kW以上</u> のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。）
	ヘ かな盤（原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

特定施設の種類【振動規制法(その1)】

特定施設の種類（振動規制法施行令別表第1）	
1	金属加工機械 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） - ロ 機械プレス - ハ せん断機（原動機の定格出力が<u>1kW以上</u>のものに限る。） - ニ 鍛造機 - ホ ワイヤフォーマシングマシン （原動機の定格出力が<u>37.5kW以上</u>のものに限る。）
2	圧縮機 （一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の 破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。）
4	織機 （原動機を用いるものに限る。）

特定施設の種類【振動規制法(その2)】

	特定施設の種類（振動規制法施行令別表第1）				
5	コンクリートブロックマシン （原動機の定格出力の合計が <u>2.95kW以上</u> のものに限る。） 並びに コンクリート管製造機械 及び コンクリート柱製造機械 （原動機の定格出力の合計が <u>10kW以上</u> のものに限る。）				
6	木材加工機械 <table border="1" data-bbox="517 479 1852 634"> <tr> <td data-bbox="517 479 869 555">イ</td><td data-bbox="869 479 1852 555">ドラムバーカー</td></tr> <tr> <td data-bbox="517 555 869 634">ロ</td><td data-bbox="869 555 1852 634">チッパー（原動機の定格出力が<u>2.2kW以上</u>のものに限る。）</td></tr> </table>	イ	ドラムバーカー	ロ	チッパー（原動機の定格出力が <u>2.2kW以上</u> のものに限る。）
イ	ドラムバーカー				
ロ	チッパー（原動機の定格出力が <u>2.2kW以上</u> のものに限る。）				
7	印刷機械 （原動機の定格出力が <u>2.2kW以上</u> のものに限る。）				
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が <u>30kW以上</u> のものに限る。）				
9	合成樹脂用射出成形機				
10	鋳型造型機 （ジヨルト式のものに限る。）				

両法律に共通する特定施設について

※騒音規制法・振動規制法に共通する特定施設であっても、対象となる能力や定格出力が異なるものがあります。

	騒音規制法	振動規制法
機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上	すべて
せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上	原動機の定格出力が1kW以上
ワイヤーフォーミングマシン	すべて	原動機の定格出力が37.5kW以上
チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上	原動機の定格出力が2.2kW以上
印刷機械	原動機を用いるもの	原動機の定格出力が2.2kW以上

特定施設に【該当しない】設備の例

- ・ 冷媒用の圧縮機
- ・ 金属加工用でないプレス機（機械式、油圧式）
- ・ オフィス向けの印刷機械やインクジェットプリンター
- ・ 押出成形機
- ・ 合成樹脂用、剪定した枝木用の破砕機

法律の届出が不要な設備であっても、
市条例※の許可申請が必要となる場合があります

※横浜市生活環境の保全等に関する条例

判断に迷う際やお悩みの際は当課にお問合せください

届出対象となるかどうかの判断

特定施設を設置、使用する場合でも届出の対象外となることがあります

- ・ 特定施設を設置する工場又は事業場が工業専用地域に属する場合
例) 神奈川区恵比須町、中区千鳥町、鶴見区大黒町など

横浜市内の用途地域については、横浜市行政地図情報提供システムの
iマッピーで確認が可能です

- ・ 特定施設が船舶又は車両に設置されている場合
- ・ 特定施設が台座に固定されておらず、随時移動させて使用する場合
※接地部分が車輪など可動式となっている施設であっても、
特定の位置で継続的に使用する場合は届出対象となります

届出様式について

特定施設を設置する工場又は事業場及び特定施設の状況によって、
届出に必要な様式が異なります

- 特定施設設置届出書（様式第1）は特定施設が設置されていない工場又は事業場に**最初**に特定施設を設置しようとする時のみ使用する様式となります
- 設置届出を行い、特定工場等となった工場等は以後各種**変更届出**を行うこととなります（変更内容に応じて必要な様式が異なります）
- 騒音規制法及び振動規制法の両方で特定施設となっている設備を設置・変更する際は騒音規制法及び振動規制法の両方で届出が必要となります

※特定施設の設置状況を変更（増加、入替えなど）した場合でも、
届出が不要となる場合があります（次ページで詳述👉）

変更届出の要否の判断

変更事由	届出要否	
	騒音規制法	振動規制法
特定施設の数の変更	特定施設の種類の数が増加する場合は不要 特定施設の種類の数が減少する場合は不要 特定施設の種類の数が直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合は不要	特定施設の種類の数が増加しない場合は不要 特定施設の種類の数が減少する場合は不要
特定施設の使用開始・終了時刻の変更	届出不要	届け出ている特定施設の使用開始から終了までの時刻内での変更の場合は不要
特定施設の騒音・振動の防止方法の変更	特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない変更の場合は不要	特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない変更の場合は不要



届出の要領＜事前規制＞

- ・ 提出期限：特定施設の設置（変更）に係る工事の開始の日の30日前まで
- ・ 提出部数：正副二部（副本は控えとしてお返ししています）
- ・ 添付資料：次ページ以降で詳述します

横浜市電子申請・届出システム
でも届出可能です

※各種様式のダウンロードも
上記システムから行えます

横浜市 電子申請・届出システム

検索



設置・変更の届出に必要な添付資料（その1）

<本届出に関する問合せ先>

様式の裏面となります。届出内容の詳細について把握されている方の連絡先をご記載ください。

<工場等への案内図および付近の状況図>

工場等の敷地全体および**周辺の状況**が分かるものとしてください。
また、方角が確認できる記載をお願いします。

<作業工程図>

工場等の作業・業務内容および届出対象となる特定施設の用途等を簡単に記載してください。

設置・変更の届出に必要な添付資料（その2）

<敷地内における建物の配置状況図>

工場等の敷地境界線を明記してください。

<工場等建物の平面図>

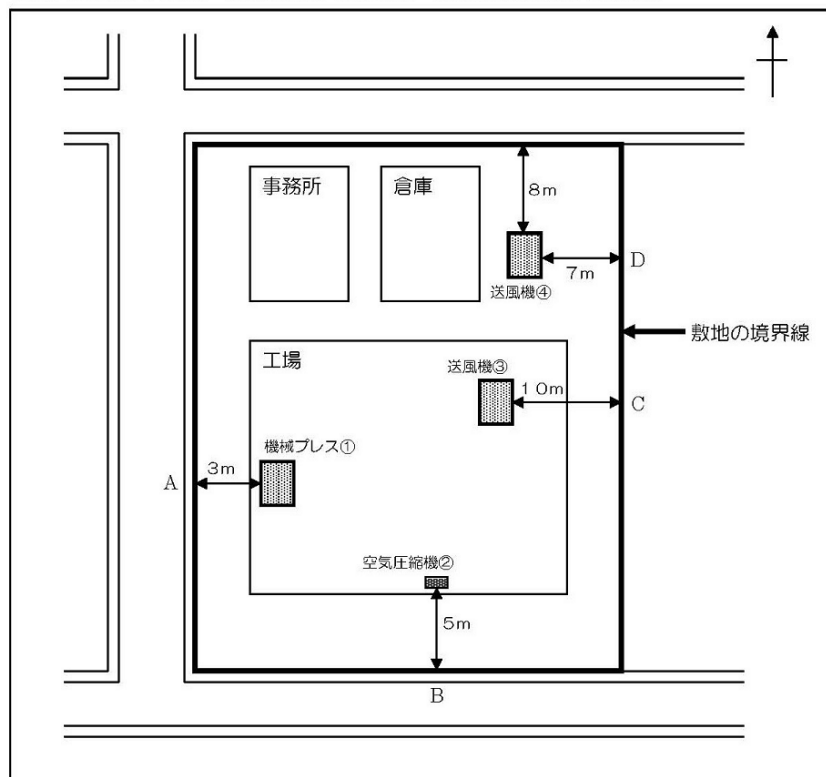
特定施設が設置されている階のみで問題ありません。

<特定施設の配置状況図>

特定施設の名称、能力および特定施設ごとに最も近い敷地境界線までの距離を記入してください。

上記の三つは右の例のように一つの資料にまとめていただいても問題ありません

《例》敷地の平面図・建物の配置状況図・特定施設の配置状況図



設置・変更の届出に必要な添付資料（その3）

<工場等の立面図（東西南北）>

立面図がない場合は写真での代用も可能です。

<建物の断面図、かなばかり図又は仕上げ表など>

建物の壁の構造が分かるものとしてください。

<特定施設の仕様書、カタログ又は図面等>

- ・ 型式および定格出力等の能力が分かるものとしてください。
- ・ 騒音規制法の特定施設については、発生源での騒音レベル（発生源から〇m地点で〇〇dB）が分かるものとしてください。

仕様書、カタログ等がない場合はご相談ください

設置・変更の届出に必要な添付資料（その4）

<音源の防音措置や消音機の構造図、その他騒音防止を示す資料>

騒音規制法の届出かつ

音源の防音措置※を講じる場合のみ必要

※消音器、防音ボックス、防音パネルなど

<騒音の処理方法概要書>

騒音規制法の届出のみ必要

書式のダウンロードは当課ウェブページから行えます。

作成方法は手引をご覧ください。

横浜市 特定施設の届出

検索

《例》騒音の処理方法概要書

騒音の処理方法概要書 (単位 デシベル)				
発生源での施設等	機械プレス①	空気圧縮機②	送風機③	送風機④
④発生源での騒音レベル	1 m 70 d B	1.5 m 55 d B	1.5 m 78 d B	1.5 m 89 d B
⑤音源対策				
⑥距離減衰	3 m 9.5 d B	5 m 10.4 d B	10 m 16.4 d B	7 m - d B
⑦建屋減衰	省略	省略	アルミサッシ 19 d B	
⑧防音壁等				
⑨合 計 ⑤+⑥+⑦+⑧	9.5 d B	10.4 d B	35.4 d B	省略
⑩敷地の境界線での騒音レベル予測 ④-⑨	61 d B	45 d B	43 d B	非常用につき 計算省略
添付図面に記載した敷地境界線上の記号又は番号	A	B	C	D
防音対策の具体的内容	☒ 距離 ☐ 建屋 () ☐ その他 ()	☒ 距離 ☐ 建屋 () ☐ その他 ()	☒ 距離 ☒ 建屋 (ガラス納入 97mm) ☐ その他 ()	☐ 距離 ☐ 建屋 () ☐ その他 ()
施設の使用時間	8時30分～ 17時00分	8時00分～ 20時30分	0時00分～ 24時00分	非常時
当該事業所に適用される 規制基準値 (第 1 種 地域)	【午前8時から 午後6時まで】 65 d B	【午前6時から午前8時まで及び 午後6時から午後11時まで】 60 d B	【午前6時から午前8時まで及び 午後6時から午後11時まで】 60 d B	【午後11時から 午前6時まで】 50 d B
添 付 図 面	施設等の位置及びその位置から敷地の境界線までの距離を示した図			

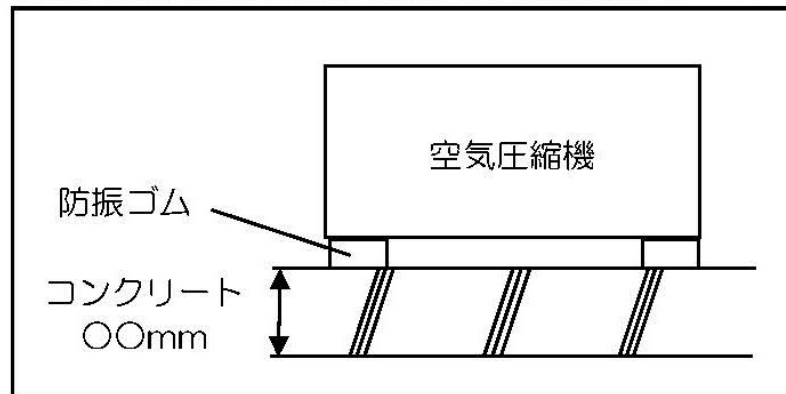
設置・変更の届出に必要な添付資料（その5）

< 特定施設の設置場所の基礎断面図 >

振動規制法の届出のみ必要

特定施設を設置する場所の基礎の構造及び厚みが分かる資料であればどんなものでも問題ありません。右の図は一例です。

《例》 特定施設の設置場所の基礎断面図



騒音規制法及び振動規制法の両方の届出を同時に行う場合は、共通する添付資料については騒音規制法の届出のみの添付で可としています

その他の届出＜事後に行うもの＞

特定工場等となった工場又は事業場が

- 届出者の名称・住所・代表者の氏名
工場又は事業場の名称・所在地 } の変更を行った場合

⇒氏名等変更届出

- 特定施設のすべてを譲り渡した（相続、合併、譲渡等）又は貸し渡した場合

⇒承継届出

- 特定施設のすべてを廃止した場合

⇒特定施設使用全廃届出

いずれも**変更等のあった日から30日以内**（事後）の届出となります

※騒音規制法及び振動規制法の両方で特定工場等となっている場合、
両法律で届出を行う必要があります

特定工場等の騒音の規制基準＜事後規制＞

用途地域	騒音の規制基準（デシベル）		
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午後8時まで 午後6時から午後11時まで	午後11時から午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の区域※	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55

※横浜市内では市街化調整区域のみが該当

特定工場等の振動の規制基準＜事後規制＞

用途地域	振動の規制基準（デシベル）	
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の区域※	60	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60

※横浜市内では市街化調整区域のみが該当

届出にあたっての注意事項

<非常用発電設備等の補器設備である特定施設について>

電気事業法に規定する電気工作物である特定施設（送風機、空気圧縮機等）については、**横浜市に騒音規制法及び振動規制法に基づく届出を行う必要はありません**。横浜市内に該当する設備を設置する場合は、経済産業省の関東東北産業保安監督部電力安全課（問合せ先：048-600-0391）に届出を行ってください。

<非常時用の特定施設（送風機など）について>

火災発生時用の送風機など、非常時のみ用いる特定施設についても、**適正な期限までの届出が必要**となります。しかし、騒音規制法の届出においては通常求めている敷地境界線上での騒音レベルの事前予測は省略可としています。

電気工作物又は非常時用の特定施設しか設置されていない特定工場等であっても事後規制は通常通り適用されますのでご注意ください

横浜市からみなさまへのお願い

大気・音環境課には、工場等の設備稼働などによる騒音・振動の苦情相談が日々寄せられています・・・

「近くの事業場のファンがうるさい」
「隣の工場のプレス機による振動が凄い」
「新しくできた事業場が夜遅くまで操業して
いて気になってしまう」

近隣の住環境への配慮、
良好な近隣関係の形成をお願いします

騒音計・振動レベル計の貸出し

貸出し対象：横浜市内での騒音・振動測定

貸出し期間：1週間（事前予約制）

費用：無料



騒音計



振動レベル計

お問合せ先

騒音規制法及び振動規制法による

特定施設に係る届出の手引

目 次

1	特定施設に係る届出の概要	1
2	特定施設の一覧	2
3	特定施設の設置	4
4	特定施設設置届出書の作成	5
5	特定施設の変更	9
6	特定施設変更届出書の作成	9
7	経過措置による届出	11
8	特定施設に係るその他の届出	11
資料1	建築材料等による防音効果	15
資料2	特定工場等に係る騒音・振動の規制基準	17

令和6年4月
横浜市みどり環境局

ご相談、ご質問などございましたら
お気軽にお問合せください

みどり環境局環境保全部
大気・音環境課 騒音担当



045-671-2485



mk-souon@city.yokohama.lg.jp